第4次障がい者計画(案)に関す る新規施策の概要

平成29年8月17日(水) 寒川町地域自立支援協議会資料

基本的理念の追加事項(資料1より)

- 1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2. 市町村を基本押した身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3. 入所等から地域移行への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

第4次障がい者計画における施策の位置づけ(資料2より)

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

基本目標

5. 障がいのある人の自立支援の促進

施策分野

7. 情報コミュニケーション

具体的な施策

④自己決定の尊重と意思決定の支援(新規)

2. 市町村を基本押した身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

基本目標

2. 地域におけるサービスの充実

施策分野

2. 生活支援

具体的な施策

④障がい福祉サービスの充実(変更)

3. 入所等から地域移行への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

基本目標

2. 地域におけるサービスの充実

施策分野

2. 生活支援

具体的な施策

- ③地域自立支援協議会の強化(変更)
- ④自己決定の尊重と意思決定の支援(変更)

基本目標

5. 障がいのある人の自立支援の促進

施策分野

6. 雇用•就労

具体的な施策

④福祉的就労の充実、就労定着に向けた支援(変更)

第4次障がい者計画における施策の位置づけ(資料2より)

4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み

基本目標

1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり

施策分野

1. 啓発・相互理解の促進

具体的な施策

③地域共生社会の実現に向けた取り組み(新規)

5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

基本目標

4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり

施策分野

- 4. 教育•育成
- ①障害児保育・療育・教育体制の充実(変更)
- ②障害児の福祉サービスの充実(変更)
- ③交流教育の推進(変更)

③地域共生社会の実現に向けた取り組み

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化してい るケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時に は排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、 支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

く現在>

▶ 相談する先が 対応が できて いる ▶ 自ら相談に行く ニーズ

各分野の相談機 関で対応

- 地域包括支援 センター
- •相談支援事業 所(障害) 等

●世帯の複合課題

わかっている

課題

力がある

▶ 本人又は世帯の課題が複合 (8050、ダブルケア等)

●制度の狭間

対応が できて いない ニーズ ▶ 制度の対象外、基準外、一時的な ケース。

●自ら相談に行く力がない

- ▶ 頼る人がいない、自ら相談に行く ことが困難。社会的孤立・排除
- ▶ 周囲が気づいていても対応が分 からない、見て見ぬ振り(地域の 福祉力の脆弱化)

※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

<対応>

市町村における 包括的な支援体制の整備

【1】「他人事」が「我が事」に なるような環境整備

- ・住民参加を促す人への支
- ・住民の交流拠点や機会づ くり
- 【2】住民に身近な圏域で、分 野を超えた課題に総合的 に相談に応じる体制づくり
 - •地区社協、地域包括支援 センター、相談支援事業所 、地域子育て支援拠点 等 で実施
- 【3】公的な関係機関が協働し て課題を解決するための 体制づくり
- ·生活困窮者自立相談支援 機関などが中核

<第106条の3>

くできるようになること>

- ◆ 地域住民が課題を抱えた人 や世帯に、「安心して気づく」 ことができる。
- ◆課題の早期発見により、深 刻化する前に解決すること ができる
- ◆世帯の複合課題や制度の対 象にならない課題も含めて、 適切な関係機関につなぎ、 連携しながら、解決すること ができる
- ◆ 地域住民と協働して新たな 社会資源を作り出すことがで きる
- ◆本人も支える側(担い手)に もなり、生活の張りや生きが いを見出すことができる













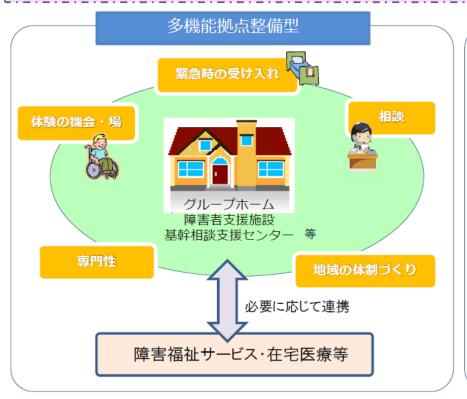
③地域共生社会の実現に向けた取り組み

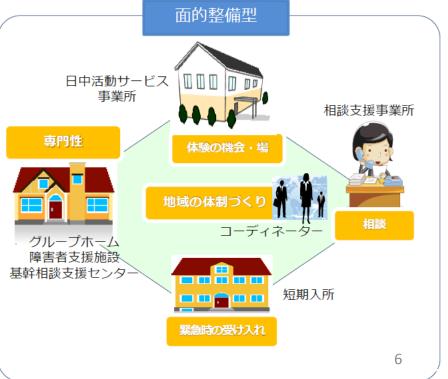
地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。





③地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

平成27年度予算 25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



④自己決定の尊重と意思決定の支援(新規)

意思決定支援ガイドライン(案)の概要

平成26年度障害者総合福祉推進事業

「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に 関する研究事業」

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害(発達障害を含む)等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された 生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者(以下「支援者」と言う。)が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する要素

- 1 障害者の態様(好み、望み、意向、障害の特性等)
- 2 意思決定の内容(領域)
- (1)生活の領域(食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等)
- (2)人生の領域(住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等)
- (3)生命の領域(健康上の事項、医療措置等)

3 人的・社会的・物理的環境等(関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等)

意思決定支援の基本的原則(イギリスの2005年意思能力法の5大原則を参考)

- 1 能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。
- 2 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったのでなければ、意思決定ができないとは見なされてはならない。
- 3 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。
- 4 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト(最善の利益)に適するように行わなければならない。
- 5 そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

意思決定支援における合理的配慮

- 1 本人の年齢、障害の態様、特性、意向、心情、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮する。
- 2 意思決定支援を行うにあたっては、内容についてよく説明し、結果を含めて情報を伝え、あらゆる可能性を考慮する。
- 3 本人の日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内容に配慮する。
- 4 本人が自ら参加し主体的に関与できる環境をできる限り整える。
- 5 家族、友人、支援者、法的後見人等の見解に加え、第三者の客観的な判断が可能と なる仕組みを構築する。

意思決定支援における留意点

- 1 意思決定と情報
- ・決定を行うに当たって必要な情報を、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう提供すること。
- ・本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。
- 本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
- ・本人の意思だと思われるものを代弁すること。
- 2 情報提供の留意点
- ・本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解すること。
- ・できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝える(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)
- 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
- ・予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝える
- ・決定の結果についての責任を伝える。

- 3 意思決定支援における最善の利益の判断
- ・事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて相互に比較 検討して結論を導くこと。
- ・事案の決定について、どちらか一つということでなく二つを融合して一つ高い段階において決定を図っていくこと。
- 本人にとって、自由の制限がより少ない方法を選択すること。

④自己決定の尊重と意思決定の支援(新規)

意思決定支援ガイドライン(案)の概要(各論)

1 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援の考え方

(1) 意思決定支援と代弁者

重度の知的障害者等は、支援者が本人にとって最善の利益を考え判断することしかできない場合もある。その場合は、事実を根拠として本人の意思を丁寧に 理解し、代弁する支援者が求められる。これらの者がいない場合には、基幹相談支援センターの相談員等が、本人を担当する相談支援専門員とは別に第三者 の代弁者となることができる。

(2)日常の支援場面における意思決定支援

障害福祉サービス等の職員は、利用者に対する直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。本人の意思の確認に基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の根拠をもった意思決定支援に役立てることができるため、記録の仕方や内容について、意思決定支援の観点から検討することが有用である。

(3)大きな選択に係る意思決定支援

「人生の大きな選択」などの場面における意思決定支援は、本人の意思確認を最大限の努力で行うことに加え、本人に関わる関係者が集まり、現在及び過去の本人の日常生活の場面における表情や感情、行動などの支援機関における記録等の情報やこれまでの生活歴、人間関係等様々な情報を交換し判断の根拠を明確にしながら、より自由の制限の少ない生活への移行を原則として、本人の最善の利益の観点から意思決定支援を進める必要がある。

これらの場面において、本人の支援に関係する者や代弁者等の参加により意思決定支援会議を開き、意思決定支援の内容や結果と判断の根拠を記録しておくことが必要である。

2 意思決定支援の仕組み

- (1)意思決定支援の責任者の配置・・・意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援のための会議を企画・運営し、事業所内の意思決定支援の仕組 みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者との兼務も考えられる。
- (2) 意思決定支援計画の作成・・・・・・・障害者の意向、・好み、障害の態様や特性、意思決定の内容及び人物・物理的環境、意思決定支援の原則等に十分配慮して行うことが必要。計画は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、それぞれの意思決定の内容を改善していくことになる。

3 意思決定支援のプロセス

- (1)アセスメント・・・・・本人の状態、決定する内容、その人的・物理的環境等を適切に把握。利用者の決定能力、自己理解、心理的状況、意向や好み、望み、これ までの生活史、将来の方向性を含め多角的かつ客観的に把握すること。
- (2) 意思決定支援計画の作成・・・・アセスメントの結果、個別支援計画やサービス等利用計画等の情報から課題及びニーズを整理した上で、個別の意思決定支援計画を作成すること。
- (3) 意思決定支援の実施・・・・・プログラム等により具体的に意思決定支援を実施。特に支援開始時・終了後の職員間での意思の疎通・情報の共有を十分図ることが大切。また、実践をフィードバックして知見を集積し、整理することにより意思決定支援の標準化を図ることも重要。支援の経過・状況・結果等については記録として残すこと。
- (4)実施状況の把握(モニタリング)・・・・・意思決定支援の実施状況の把握(モニタリング)を適宜行い、必要に応じて意思決定支援計画の変更(修正)を行う。
- (5) 意思決定支援実施の評価とフォロー・・・・・意思決定支援後における評価とフォローについては、意思決定後の本人の状態、状況の変化について把握するとともに、本人の生活や人生がどのように変わり、本人の満足度を含めた評価を行うことが重要である。

④自己決定の尊重と意思決定の支援(新規)

4 意思決定支援会議の開催

意思決定支援責任者は、個々の利用者のための意思決定計画の作成、事業所内における意思決定支援の仕組みの構築、自立支援協議会等外部機関等の連携の情報の共有のために、意思決定支援会議の企画及び運営を効率的に行う役割がある。その際、本人及び保護者が意思決定支援会議に参加できるよう説明を行うとともに必要な支援を行う。

5 職員の知識・技術の向上

(1) 意思決定支援責任者及び職員等の知識・技術の向上

意思決定支援責任者及び職員の知識・技術の教条は、意思決定支援の向上に直結するものであり、意思決定支援責任者及び職員の理念的理解、基本的態度の醸成並びに知識・技術の向上への取り組みを促進させることが重要である。

(2)研修受講機会等の提供

意思決定支援責任者及び職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 利用者と保護者等に対する説明責任等

- ・利用者と保護者に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。
- ・事業所においては、利用者及び保護者等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要がある。
- ・関係機関等に利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、同意を得ておかなければならない。

7 意思決定支援における連携

- (1)相談支援事業との連携・・・・・サービス担当者会議に参画する意思決定支援責任者は、サービス等利用計画(案)や個別支援計画に連動した意思決定支援計画を念頭に置いて、利用者の最善の利益の観点から意見を述べることが重要。
- (2)学校との連携・・・・・児童の生活、発達支援の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。児童の意思決定に関して学校との間で情報を共有しておく必要がある。
- (3) 医療機関等との連携・・・・・医療的なケアに関する意思決定支援の必要が生じることを考慮して、主治医等との連携体制を整えておく必要があることから、普段 から障害特性の理解や障害特性に応じた意思決定支援方法に関して共通理解を図っておくこと。
- (4) 自立支援協議会との連携・・・・・地域における意思決定支援の仕組みを構築していくために(地域自立支援)協議会権利擁護部会等へ積極的に参加する。
- (5) 成年後見人等との連携・・・・・後見人、保佐人、補助人等は、意思決定支援に関するチームの一員としてその役割を果たしていくことが重要。
- (6) 当事者団体等との連携・・・・・本人の意思決定をエンパワメントする観点から、当事者団体のメンバーからの支援を積極的に活用することも重要。

8 意思決定支援における危機管理

意思決定支援に際して生ずるリスクに対して、危機管理(リスクマネジメント)の観点から対応していくことが必要である。